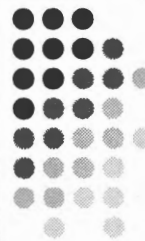


第9回公開シンポジウム「人文科学とデータベース」
デジタル著作権

弁護士 岡村 久道

okamura@mail.law.co.jp

http://www.law.co.jp/



(c) 2003, Hisamichi Okamura

著作権者の権利の内容

著作権者の人格権 (著作権者の人格的利益を保護する権利)	公表権(18条)	未公表の著作物を公表するかどうか等を決定する権利
	氏名表示権(19条)	著作物に著作権者を付すかどうか、付す場合に名義をどうするかを決定する権利
	同一性保持権(20条)	著作物の内容や題号を著作権者の意に反して改変されない権利

著作権(財産権) (著作権の利用を許諾したり禁止する権利)	複製権(21条)	著作物を印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に複製する権利
	上演権・演奏権(22条)	著作物を公に上演し、演奏する権利
	上映権(22条の2)	著作物を公に上映する権利
	公衆送信権等(23条)	著作物を公衆送信し、あるいは、公衆送信された著作物を公に伝達する権利
	口述権(24条)	著作物を口頭で公に伝える権利
	展示権(25条)	美術の著作物又は未発行の写真の著作物を原作品により公に展示する権利
	頒布権(26条)	映画の著作物を公に上映し、その複製物により頒布する権利
	譲渡権(26条の2)	映画の著作物を除く著作物をその原作品又は複製物の譲渡により公衆に提供する権利(一旦適法に譲渡された著作物のその後の譲渡には、譲渡権が及ばない)
	貸与権(26条の3)	映画の著作物を除く著作物をその複製物の貸与により公衆に提供する権利
	翻訳権・翻案権等(27条)	著作物を翻訳し、編曲し、変形し、脚色し、映画化し、その他翻案する権利
二次的著作物の利用に関する権利(28条)	翻訳物、翻案物などの二次的著作物を利用する権利	

出典・文化庁ウェブサイト

著作権隣接権(実演等の利用を許諾したり禁止する権利)の内容1

実演家の権利		
著作権隣接権	録音権・録画権(91条)	自分の実演を録音・録画する権利
	放送権・有線放送権(92条)	自分の実演を放送・有線放送する権利
	送信可能化権(92条の2)	自分の実演を端末からのアクセスに応じ自動的に公衆に送信し得る状態に置く権利
	譲渡権(95条の2)	自分の実演の録音物又は録画物を公衆に譲渡する権利(一旦適法に譲渡された実演の録音物又は録画物のその後の譲渡には、譲渡権が及ばない)
	貸与権(95条の3)	商業用レコード(市販用CD等)を貸与する権利(最初の販売後1年のみ)
放送二次使用料を受ける権利(95条)		商業用レコードが放送・有線放送で使用された場合の使用料を放送事業者・有線放送事業者から受ける権利
貸レコードについて報酬を受ける権利(95条の3)		貸レコード業者から報酬を受ける権利(貸与権消滅後49年間)
レコード製作者の権利		
著作権隣接権	複製権(96条)	レコードを複製する権利
	送信可能化権(96条の2)	レコードを端末からのアクセスに応じ自動的に公衆に送信し得る状態に置く権利
	譲渡権(97条の2)	レコードの複製物を公衆に譲渡する権利(一旦適法に譲渡されたレコードの複製物のその後の譲渡には、譲渡権が及ばない)
	貸与権(97条の3)	商業用レコードを貸与する権利(最初の販売後1年間のみ)
放送二次使用料を受ける権利(97条)		商業用レコードが放送・有線放送で使用された場合の使用料を放送事業者・有線放送事業者から受ける権利
貸レコードについて報酬を受ける権利(97条の3)		貸レコード業者から報酬を受ける権利(貸与権消滅後49年間)

出典・文化庁ウェブサイト

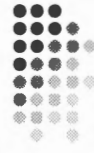
著作権隣接権(実演等の利用を許諾したり禁止する権利)の内容2

放送事業者の権利		
著作権隣接権	複製権(98条)	放送を録音・録画及び写真的方法により複製する権利
	再放送権・有線放送権(99条)	放送を受信して再放送したり、有線放送したりする権利
	テレビジョン放送の伝達権(100条)	テレビジョン放送を受信して画面拡大する特別装置(超大型テレビ、オーロラビジョン等)で公に伝達する権利

有線放送事業者の権利		
著作権隣接権	複製権(100条の2)	有線放送を録音・録画及び写真的方法により複製する権利
	放送権・再有線放送権(100条の3)	有線放送を受信して放送したり、再有線放送したりする権利
	有線テレビジョン放送の伝達権(100条の4)	有線テレビジョン放送を受信して画面を拡大する特別装置で公に伝達する権利

出典・文化庁ウェブサイト

十数世紀の間、紙は不可欠の情報媒体



- 人類最古の文字
 - 紀元前4000年頃に始まったメソポタミアの楔形文字。
 - それ以降、文字は、苦勞して石や木に彫ったり、粘土版に刻んだり、高価な布や羊の皮を使って書きとめられていただけであった。
- 紙の原型
 - 英語で紙を意味する「Paper」の語源はパピルス。
 - 紀元前3000年ころ、エジプトのナイル川沿いで、ヒエログリフを記録するために使われはじめた。
- 紙の発明
 - 紀元2世紀ころ中国の蔡倫が世界で最初に現在のような紙を発明。製紙技術は何世紀の間、中国では門外不出の秘密。
 - 朝鮮半島経由で日本に610年ころ紙の製法が伝来し「和紙」となる。
 - 8世紀の終わりにアラビア半島を経由してヨーロッパ大陸に伝えられた。西に向けてヨーロッパに伝来した製紙技術は、米国経由で明治時代の日本に「洋紙」として到達。
- 活版印刷技術の発明
 - ドイツへの製紙技術到達は14世紀。ルネサンス期の15世紀中葉、グーテンベルグが発明。
 - 複製コストの劇的な改善を招いたので、一方では個々の書籍が有していた有体物としての価値を急速に低下。情報の大量伝達媒体として急激な情報の流通拡大をもたらす。
 - 情報へのアクセスが飛躍的に容易になった結果、社会構造の変化が発生。
 - だが印刷機は限られた者だけが所有。

(c) 2003, Hisamichi Okamura

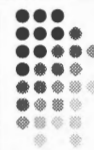
活版印刷技術の登場前



膨大な手間と時間と、そして才能を要する

有体物としての価値に力点

活版印刷技術の発明



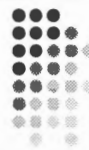
- グーテンベルグの活版印刷技術の発明は、著作物の大量複製を可能にする初の革命的技術。
- 複製コストの劇的な改善を招いたので、一方では個々の書籍が有していた有体物としての価値を急速に低下。
- 他方では、情報の大量伝達媒体として急激な情報の流通拡大をもたらす。
- 神学者マルティン・ルター著書の、16世紀に入ると活字となって瞬く間に欧州中に広まり、他の印刷物とともに宗教改革をもたらす。
- 情報へのアクセスが飛躍的に容易になった結果、社会構造の変化が発生。

(c) 2003, Hisamichi Okamura

活版印刷技術発明の効果—出版特許と事前検閲



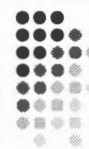
19世紀末—ベルヌ条約の成立



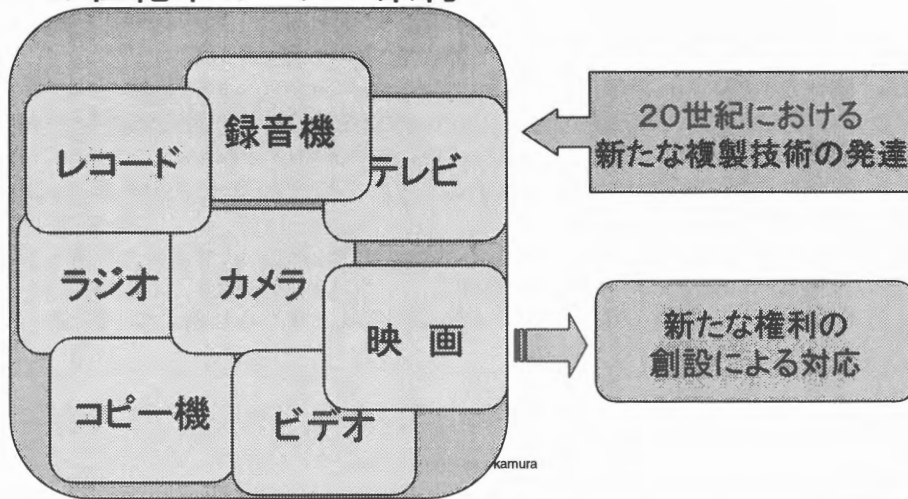
- 19世紀に入ると、国境を越えた海賊版の出版が次第に増大。
- しかし個々の国家単位で定められた著作権法で対抗することは元々無理。
- そこで欧州列強諸国がスイスのベルンに集って協議を繰り返した結果、著作権保護に関する世界初の多国間条約が成立。
- これが1886年のベルヌ条約。
- この条約は、他のベルヌ同盟国民の著作物についても自国民のそれと同様に保護するという「内国民待遇の原則」に立脚。
- しかし、同盟各国ごとに国内法が定める著作権保護の要件が異なれば、その分だけ国際的な保護が困難になる。
- そこで、1908年のベルリン改正条約により、著作権は単に創作するだけで発生し登録その他の手続を要することなく保護されるという「無方式主義」採用。
- その結果、著作権登録制度などの「方式主義」は払拭され、その意味では著作権の保護が容易になった。しかし、それは同時に著作権の帰属と内容に関する公示制度の喪失を意味。いつどこで誰にどのような権利が発生したのか不明確になり、とりわけ芸術については専門外であったはずの裁判官たちは、創作性などの要件を具備しているかどうかを法廷で判断しなければならないという、極めて煩瑣かつ困難な仕事を背負い込んだ。

(c) 2003, Hisamichi Okamura

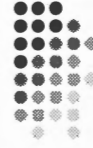
どうして「権利の花束」になったのか？



19世紀末のベルヌ条約



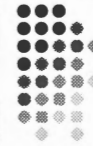
新たな情報媒体の登場



- 通信
 - 最初に電波の存在を確認したのはドイツのヘルツで、1888年のこと。
 - 電波の周波数を表す「ヘルツ(Hz)」は彼の名前に由来。
 - 続いて、イタリアのマルコーニが1895年に無線電信機を発明。1901年には大西洋横断の無線電信実験に成功。
 - 最近になるまで、本来の通信領域では、船舶無線や航空無線など、ほとんどの無線局はプロが設置する特殊用途向け。アマチュア無線は一般ユーザー向けだが、主としてホビー用途に限定されており、一般の会社や家庭で広く使われるような性格のものではない。
 - どちらにしても、放送と同様、開局や操作に免許が必要だと法律で定められている。このため、無線局やそれを扱う者の数は限られてきた。
- 放送
 - 無線は放送に発展したが、情報発信は専門の放送局だけが可能。
 - 大衆は受信するだけの地位なので、その意味では一方向の媒体。
- デジタル技術
 - 20世紀後半に登場したデジタル技術によって、情報を物理媒体から切り離すことができるようになった。
 - 複製・改変が容易で低コスト。質的劣化なし。
- 情報ネットワーク
 - さらに情報ネットワークの発展により、デジタル形式での自由な情報の流通が可能になった。
 - 誰でも情報を発信・受信可能。

(c) 2003, Hisamichi Okamura

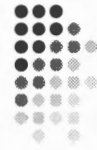
20世紀中盤—複製技術の拡散



- ベルヌ条約成立の時代には、著作物の大量複製は、著作者でも大衆でもなく、高価な複製設備を持つ一部の者の手に握られていた。
- 新たなメディアの登場と前後して、フォトコピーなどの複写機器、テープレコーダなどの録音機器、ビデオなどの録画機器といった新たな複製技術が次々に生み出され、家庭をはじめ社会の各所に拡散。
- 新たな複製技術が次第に進歩するにつれて複製機器は大衆の手に渡っていく。
- 著作物の私的使用は伝統的に著作権法の及ばない行為とされてきたが、家庭などに普及した新たな複製機器による私的録音録画の増大は、権利者側として放置できない重大な脅威であると考えられるようになった。

(c) 2003, Hisamichi Okamura

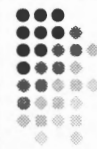
ベルヌ条約改定による新たな権利の生成



- 20世紀に開花した新たなメディアは、それ自体が著作物の大量伝搬を可能にする新たな大量複製技術。
- 新たに出現した異なるメディアへの変換を伴う複製を権利者がコントロールするためには、録音権や放送権といった新たな権利を生成する必要。
- 新たに登場したメディアは、伝統的な活字メディアなどとは異なった特質。たとえば映画やテレビドラマを作るためには、原作者、脚本家、音楽作家、制作者、監督、撮影者など多数の関係者が関与。その利害関係を調整しなければならない。完成作品を流通させるためには複雑な権利関係を単純化しなければならない。
- 1908年ベルリン改正条約では録音権や映画化権が出現。
- 1928年のローマ改正条約及び1948年のブラッセル改正条約では放送権が規定。
- 1961年のローマ条約では、実演家、レコード製作者及び放送事業者の国際的保護。わが国でもこれを参考にして1970年の現行著作権制定の際に著作隣接権という一連の新たな権利が創設。
- 1971年のレコード保護条約では、海賊版レコードからのレコード製作者の保護が図られた。

(c) 2003, Hisamichi Okamura

デジタル著作物の登場



- 第二次世界大戦終結直後の1946年、世界初のコンピュータENIACがペンシルバニア大学で産声をあげた。
- アナログ著作物との相違点
 - 複製及び改変の容易性
 - 何がオリジナルで何が複製物なのかを、物理的に区別したり確定することさえ困難な場合もある
 - 電子ネットワークを使用すれば、地球的規模で瞬時に大量のデジタルコンテンツを自由に送受信することが可能

(c) 2003, Hisamichi Okamura

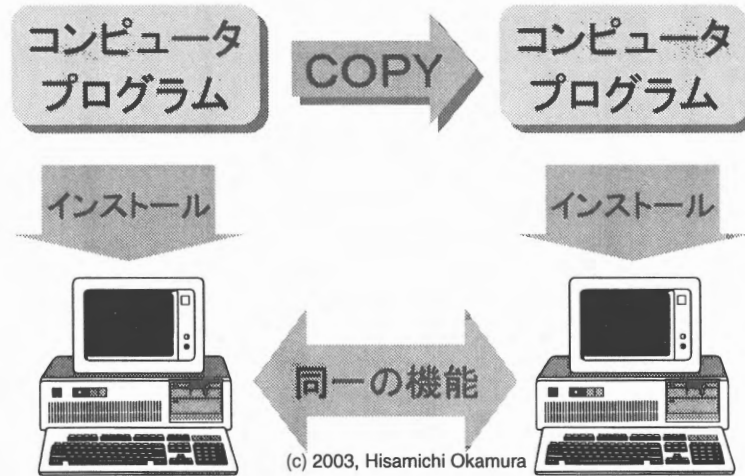
複製・改変の容易性



改変の容易性



オリジナル概念の崩壊

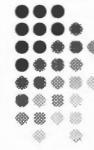


デジタル情報と劣化

- デジタルであれば劣化せず、無限の寿命を有するという点を挙げる人もいる。
- たしかに昔のフィルムが色褪せ、書籍が変色してくるのに対し、デジタルであればそうした心配はない。
- しかし常に真実といえるか？
- 収録された物理的な媒体の劣化
- ハードやフォーマットの問題

(c) 2003, Hisamichi Okamura

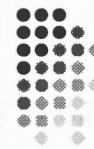
ソフトウェア・プログラムと著作権法による保護



- 米国では1976年の著作権法改正によりソフトウェア・プログラムが「文芸の著作物 (literary works)」に含まれるよう規定され、さらに1980年改正でプログラム著作物の定義規定が正面から設けられた。
- 日本でも 1985 年の著作権法改正で著作権法によるプログラム保護を明文化。
- しかし、ソフトウェアの保護で重視されるのは、伝統的な著作物に関する創作性をもった表現ではなく、一般の人が読んでも理解できないプログラム・コードが実現する機能であったから、著作権法の中に異質な存在が取り込まれてしまった。

(c) 2003, Hisamichi Okamura

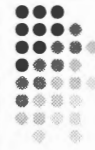
電子ネットワークは究極の情報流通技術か？



1. 物理的な媒体からの切断
2. 流通構造の変化
3. 海賊版流通の増大
4. 米国におけるMP3.comをめぐる一連の裁判
5. 米国におけるNapsterをめぐる一連の裁判

(c) 2003, Hisamichi Okamura

物理的な媒体からの切断



アナログの絵画は、画像と物理的媒体とが切り離せない



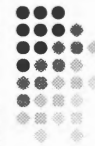
デジタルのグラフィック・データは、画像と物理的媒体 (FDなど) とが切り離せる



情報ネットワークでの送信が可能

(c) 2003, Hisamichi Okamura

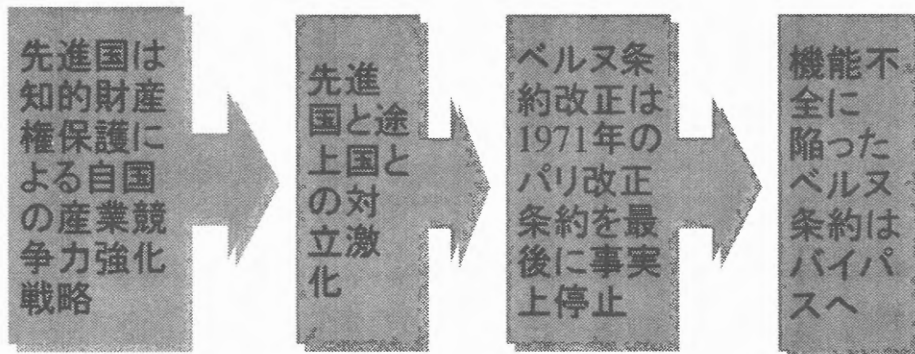
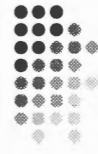
先進国による知的所有権保護強化の対応方針



- コンテンツの国際競争力に勝る先進国は、前記特質を理由にネットワークを介した世界規模での大量の不正コピーの発生及び流通を危惧する声を背景として、現在、著作権を中心とした知的所有権保護の強化という対応方針を打ち出している

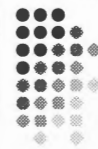
(c) 2003, Hisamichi Okamura

ベルヌ条約は機能不全状態へ



(c) 2003, Hisamichi Okamura

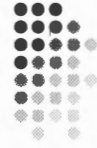
GATTのウルグアイ・ラウンド



- 米国の主導で、知的所有権に関する多国間交渉の舞台は、貿易自由化交渉の場であるGATTのウルグアイ・ラウンド(1986年に開始)へと移された。
- そのころからコンピュータを中心とするデジタル技術が本格的な発展時期を迎えはじめる。
- こうして通商問題にすり替わった後の1994年に作られたマラケシュ協定附属の「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」(TRIPs協定)では、米国の意向を強く反映して、プログラムやデータベースの著作権による保護が明記された。「ベルヌ条約に定める文学的著作物として保護される」(10条)とした。

(c) 2003, Hisamichi Okamura

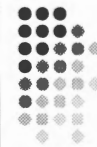
TRIPs協定



- GATTのウルグアイ・ラウンド
 - 米国の主導で、知的所有権に関する多国間交渉の舞台は、貿易自由化交渉の場であるGATTのウルグアイ・ラウンド(1986年に開始)へと移された。
 - そのころからコンピュータを中心とするデジタル技術が本格的な発展時期を迎えはじめる。
 - こうして通商問題にすり替わった後の1994年に作られたマラケシュ協定附属の「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」(TRIPs協定)では、米国の意向を強く反映して、プログラムやデータベースの著作権による保護が明記された。「ベルヌ条約に定める文学的著作物として保護される」(10条)とした。
- TRIPs協定第10条「コンピュータ・プログラム及びデータの編集物」
 - コンピュータ・プログラム(ソース・コードのものであるかオブジェクト・コードのものであるかを問わない。)は、千九百七十一年のベルヌ条約に定める文学的著作物として保護される。
 - 素材の選択又は配列によって知的創作物を形成するデータその他の素材の編集物(機械で読取可能なものであるか他の形式のものであるかを問わない。)は、知的創作物として保護される。その保護は、当該データその他の素材自体には及んではならず、また、当該データその他の素材自体について存在する著作権を害するものであってはならない。

(c) 2003, Hisamichi Okamura

米国の知的所有権保護政策



- クリントン大統領が就任直後に「情報スーパーハイウェイ」の名前で知られる「NII(全米情報インフラストラクチャー)構想」を提唱するとともに、「情報基盤タスクフォース」(IITF)を組織。
- IITFの情報政策委員会に設置された知的財産権ワークグループは、情報スーパーハイウェイ実現に要する知的財産権政策の検討をテーマとして、1994年7月の「グリーンペーパー」に続き、1995年9月には「ホワイトペーパー」と呼ばれる報告書を公表して、デジタル著作権の保護強化策を打ち出している。

(c) 2003, Hisamichi Okamura



WIPO新条約の成立

- このような欧米の動向を背景として、国連の専門機関であるWIPO(世界知的所有権機関)を舞台に、著作権保護に関する国際的調和の見地からベルヌ条約の改定作業が続けられている。
- その一環として、1996年12月にジュネーブで開催された外交会議によって、「WIPO著作権条約」及び「WIPO実演・レコード条約」が採択。
- 「WIPO著作権条約」の内容
 - すでにTRIPS協定に組み込まれていたプログラムやデータベースの著作権保護などが認められた。著作者に「公衆への伝達権」などが認められた。
 - それは条約による初めての電子ネットワークへの対応であり、こうしてまた一つ著作権法に新たな権利が付け加わった
 - これは、有線又は無線の方法による著作物の公衆への伝達を許諾する排他的権利であり、当該著作物を公衆に提示された状態に置くことを含む。
- 「WIPO実演・レコード条約」の内容
 - 著作者が有する許諾権との競合回避を理由として、実演家・レコード製作者に対し「送信行為」自体については権利を認めなかった。
 - しかし、この条約は、これらの者の利益を保護するため、その前段階の「公衆に提示される状態に置く」行為に関しこれらの者の許諾権を認めた。

(c) 2003, Hisamichi Okamura



わが国の1997年著作権法改正

- 前述のとおり、日本では、1997年6月に、WIPO条約の批准に向け改正。1998年1月1日から施行。
- 「公衆送信権」(23条)創設
 - わが国では、既に1986年の改正により、プログラムの著作権による保護を明文化し、また、世界に先駆けて、リクエストを受けて行う送信に係る「有線送信権」を創設していた。しかし、この権利は法文の字句どおり「有線」に限られているのに対し、WIPO著作権条約では「無線」についても保護対象とされている。また、わが国の「有線送信権」では、対象行為が「送信行為」自体に限定されていたのに対し、この条約では送信行為の前段階である「公衆に提示される状態に置くこと」を含めて、より広く保護の対象とされている。
 - そこで、この条約に基づき、「無線」及び「公衆に提示される状態に置くこと」についても保護対象としたのが、今回の法改正で設けられた「公衆送信権」(23条)である。
- 「送信可能化権」(92条の2及び96条の2)創設
 - 「WIPO実演・レコード条約」では、「公衆に提示される状態に置く」行為に関し実演家・レコード製作者の許諾権を認めた。
 - わが国の改正前の著作権法では、生実演等の場合を除いて、これらの者には権利が及ばないものとされていたので、この条約にわが国の著作権法を適合させるために、今回の法改正でこれらの者に「送信可能化権」という権利が付与されることになった。

(c) 2003, Hisamichi Okamura

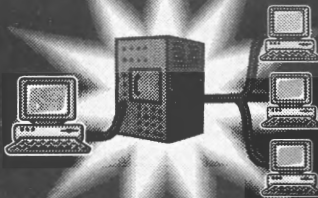
デジタル技術による著作権の保護

- デジタル著作物に関し、コピープロテクションなど無断複製等を防止するための「技術的保護手段」や、電子透かしなどの「権利管理情報」(著作物や権利者等を特定する情報)をプログラムやデジタルコンテンツに付加することによって、無断コピーなどに対抗しようとしてきた。
- また、インターネット、衛星配信といったコンテンツ提供事業では、使用管理などのための「技術的制限手段」を使用することによって、無断視聴などを防止しようとするものも多い。
- ところが、プロテクト破り等を目的とした装置やプログラムが開発されることによって、これらを迂回しようという動きが出現している。前述のWIPO著作権条約には、このような新しい技術を活用した権利の実効性の確保も盛り込まれている。そこでわが国では、これに対応するために、1999年6月の著作権法一部改正により、このような技術的保護手段を回避する装置等の製造、頒布などをする行為や、著作物等に付されている権利管理情報を不正に除去、改変などをする行為が規制されることになった。
- また、1999年4月23日に公布された改正不正競争防止法(同年10月1日施行)では、このような装置などに関する譲渡その他の行為を禁止し、被害を受けた業者は違反者に対し差止請求や損害賠償請求による民事的救済を受けることができるようになった。

(c) 2003, Hisamichi Okamura

著作権法によるネットワークでの著作権保護

アップロード行為は複製権



Web 等での配信は公衆送信権、送信可能化権

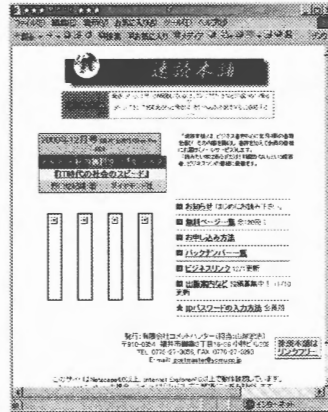
技術的保護手段の法的保護

権利管理情報に関する法的保護

(c) 2003, Hisamichi Okamura

コメントハンター事件(速読本舗事件)(東京地判平成13年12月3日判時1768号116頁)

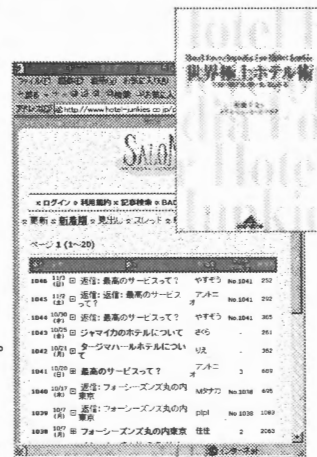
- 他人の著作物を無断で要約したものを、インターネット上にアップロードして公衆の閲覧に供していたという事件。
- 具体的には、インターネット上に、被告が「速読本舗」というウェブページを開いて、そこに原告らの書籍を要約した文章を無断で掲載していた事案で、被告が出頭しなかったため、欠席判決で原告らが勝訴。
- この事件では、複製権及び翻案権の侵害と並んで、公衆送信権の侵害も認められた。
- 主文は次のとおり。
 - 1 被告は、別紙第1目録その1ないし4記載の各要約文について、公衆送信してはならない。
 - 2 被告は、別紙第1目録その1ないし4記載の各要約文を被告のホームページから削除、抹消せよ。
 - 3 被告は、甲及び乙事件原告に対し、各金100万円及びこれに対する平成13年10月28日から支払済みに至るまで年5分の割合による金員を支払え。
 - 4 被告は、丙及び丁事件原告に対し、各金150万円及びこれに対する平成13年10月28日から支払済みに至るまで年5分の割合による金員を支払え。
 - 5 訴訟費用は被告の負担とする。
 - 6 この判決は仮に執行することができる。



(c) 2003, Hisamichi Okamura

ホテル・ジャンキーズ事件第一審(東京地判平成14年4月15日判時1792号129頁)

- ホームページ「ホテル・ジャンキーズ」上の掲示板に文章を書き込んだ原告らが、同文章の一部を複製(転載)して書籍「世界極上ホテル術」を作成し、これを出版等した被告らに対し、被告らの同行為は、上記文章について原告らの有する著作権を侵害するとして、上記書籍の出版等の差止め及び損害賠償金の支払等を求め、これを一部認容した事案(但し損害賠償請求は一部認容)。
- 「インターネットにおける掲示板に書き込んだ投稿文章であっても、著作物性の成否に関する前記の判断基準に何ら消長を来すものではない。」「本件書籍を著作、出版、販売する被告らの行為は、原告らが著作権を有する部分について、原告らの複製権を侵害する行為となる。」
- 「原告らが本件掲示板にハンドルネームしか表示しておらず、原告らに直接に確認をすることが困難であるとしても、被告森拓之事務所に対して、原告らから許諾を得たことを示す資料の提供を求めるなどして原告らの許諾の有無を確認することは可能である。ところが、…被告光文社は、原告らの許諾の有無について全く調査、確認をしていない…から、被告光文社に著作権侵害について過失がないといえない。」
- 本件掲示板へ書き込みをする者は、同掲示板へ書き込みをした内容について著作権を主張しないという暗黙の了解があった旨主張するが、「上記のような承諾があったことを窺わせる事実を認めることはできない。」
- 「原告らは、本件掲示板を無料で閲覧して情報を得ていながら、自己が書き込みをした文章については著作権を行使するのは権利の濫用であって許されないと主張する。確かに、本件掲示板は、投稿の内容を無料で閲覧することができ、質問に対する回答を無料で入手することができるが、そのようなことを前提としても、なお、被告らが、原告らの著作物を、原告らに無許諾で複製、出版したことについて、原告らが著作権に基づく請求をすることが権利の濫用に当たらない。」



<http://www.hotel-junkies.co.jp/publishing/neosalon.html>

(c) 2003, Hisamichi Okamura

ホテル・ジャンキーズ事件控訴審（東京高判平成 14年10月29日サイバー判解56頁）1/2



- 出版社以外の原被告らが控訴を提起し、原原告らが認容額を不服として附帯控訴した事案。
- 著作物性に関する控訴人らの主張
 - インターネット上の掲示板への書き込みの著作物性について、①インターネット上の掲示板への書き込みは全世界において毎秒単位で膨大な数がなされ、しかも、随意に消去されているため、その全容を把握することが困難であること、②インターネット上の書き込みを利用するために、書き込みをした者の承諾を得ようとしても、書き込みが多くの場合匿名でなされるため、連絡をすることが困難であることから、このような承諾手続が必要となるとインターネット上の情報の利用が制約されることとなり、ひいてはインターネットの発展を阻害することになること、③インターネット上の掲示板への書き込みは、多くの場合対価が得られないような程度の内容のものが大部分であること等の実状に鑑みると、インターネット上の掲示板への書き込みの著作物性の判断に当たっては、従来の情報伝達手段におけるより厳格な基準によるべきであり、具体的には「何らかの評価、意見」や「何らかの個性」があるだけでは不十分で、「相当程度にまとまった独自の思想又は感情に基づく独創性が表現されている」ことを必要とするべきである。
- 判旨は次のとおり述べて「控訴人らの主張は、いずれも採用することができない」とした。
 - 「膨大な表現行為が行われているため全容の把握が困難であること、匿名で行われた場合に表現者の承諾を得るのが困難であること、対価が得られないような程度の内容の表現行為が多く見られることは、インターネット上の書き込みに限らず、他の分野での表現についてもいえることであるから、これらの事情は、インターネット上の書き込みの著作物性の判断基準を他の表現についてよりも厳格に解釈することの根拠とするとはできない。」控訴人らは、インターネット上の書き込みについて、承諾を必要とする範囲を広く解すると、インターネット上の情報の利用を制約することになり、ひいてはインターネットの発展を阻害することになると主張する。しかしながら、インターネット上の書き込みについて、その利用の承諾を得ることが全く不可能というわけではない。また、承諾を得られない場合であっても、創作性の程度が低いものについては、多くの場合、表現に多少手を加えることにより、容易に複製権侵害を回避することができる場合が多いと考えられるから、そのようなものについても著作物性を認め、少なくともそのままいわゆるデッドコピーをすることは許されない、と解したとしても、そのことが、インターネットの利用、発展の妨げとなると解することはできない。

(c) 2003, Hisamichi Okamura

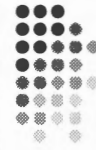
ホテル・ジャンキーズ事件控訴審（東京高判平成 14年10月29日サイバー判解56頁）2/2



- 著作物性に関する控訴人らの主張に対する判旨（続）
 - 「控訴人らは、被控訴人らは匿名で書き込みをし、その内容について責任追及を困難にすることを選んだ以上、その書き込みについて著作権等の権利を主張することは許されない、と主張する。確かに、例えば、他人の名譽を毀損するなど、その内容について法的な責任を追及されるような内容のインターネット上の書き込みを匿名でした者が、他方で、その書き込みについて権利を主張することが、権利の濫用などを理由に許されないとされる場合があり得ることは、否定できない。しかしながら、そのような場合があり得るからといって、その理屈をインターネット上の書き込み一般に及ぼし、およそ匿名で行った書き込みについては、内容のいかんを問わず、権利行使が許されないなどと解することができないことは明らかである。」
 - 「控訴人らは、被控訴人Jが、インターネット上で偽名を用いて他人を誹謗、抽象する書き込みを行っているとして、そのことを理由に、本件について、権利行使を認めるべきではない、と主張する。しかしながら、本件の書き込みとは別の書き込みの内容は、何ら本件の書き込みについての権利行使に影響を及ぼすものではないというべきであり、控訴人らの上記主張は主張自体失当である。」
- 附帯控訴に関する判旨
 - 「被控訴人らは、出版物の販売価格や複製部数のいかんを問わない著作権使用料（承諾料）として一定の金額の支払を受けることは、出版社や新聞社等の業界において通常行われているところであるから、本件においても通常支払われるべき使用料の額（本件においては、一発言当たり1万円）を基準として著作権使用料相当額の損害額を算定すべきであると主張する。」
 - 「しかしながら、出版社等において、出版物の販売価格や複製部数のいかんを問わず一定の著作権使用料（承諾料）が支払われることがあることが認められるとしても、そのことから直ちに、本件各転載文について、一発言（一記述）当たりにつき通常支払われる使用料が1万円であることを認めるに足りる証拠はない。被控訴人らは、一審被告光文社が、以前にも同種の問題を起こした際に、一記事につき原稿料として1万円を支払ったことをその根拠として挙げる。しかしながら、仮に、一審被告光文社が一記事につき1万円を支払ったことがあることが認められるとしても、別件での支払額が直ちに本件に妥当なものと認められるということができないことは、事柄の性質上、明らかである。」

(c) 2003, Hisamichi Okamura

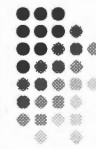
@SEO. COM事件
大阪地判平成15(2003)年5月29日



- 「検索エンジン最適化」のコンサルタントがサイト上で公開していたコンテンツと出版書籍を、同業他社が自社サイトに無断掲載していたとして、コンテンツの削除と損害賠償を求めて訴えたケースで、被告が法廷に出頭しなかったため争わないものとみなし、大阪地裁は原告勝訴の判決を下した。
- 判旨
 - 本件被告文章は、原告書籍及び原告サイトに依拠し、これを複製したものであり、これを被告サイトに掲載することは、原告が原告書籍及び原告サイトについて有する複製権を侵害する。
 - また、本件被告文章を被告サイトに掲載することは、原告が原告書籍及び原告サイトについて有する公衆送信権(送信可能化権)を侵害する。さらに、被告が、原告の氏名を表示せずに本件被告文章を被告サイトに掲載することは、原告が原告書籍及び原告サイトについて有する氏名表示権を侵害する。
 - 被告は、故意に、原告の複製権、公衆送信権、氏名表示権を侵害した。

(c) 2003, Hisamichi Okamura

転職情報サイト事件
東京地判平成15(2003)年10月22日



- ウェブサイト等を利用して会社の転職情報を提供することを業とする被告が、インターネット上に開設するウェブサイトに掲載したS社の転職情報は、原告が創作し、そのウェブサイトに掲載したS社の転職情報を無断で複製ないし翻案したものであり、原告の著作権(複製権、翻案権、送信可能化権)及び著作者人格権(同一性保持権)を侵害すると主張して、原告が求めた損害賠償請求が一部認容されたが、掲載行為の差止め及び被告ウェブ上への謝罪広告掲載請求は棄却された事例。
- 判旨
 - 「原告転職情報の各部分はいずれも読者の興味を惹くような疑問文を用いたり、文章末尾に余韻を残して文章を終了するなど表現方法にも創意工夫が凝らされているといえるので、著者の個性が発揮されたものとして、著作物性を肯定すべきである。」
 - 「原告転職情報は、原告の従業員である執筆を担当するQらが、S社の代表者であるMらに対してしたNらの取材結果に基づいて、同社の特徴を際立たせ、転職希望者が集まるように、キャッチコピーや文面を創作したものである。したがって、原告転職情報の著作者は原告であると認められる。」
 - 「原告転職情報(中略)と被告転職情報(中略)とを対比すると、ひらがなと漢字の用字上の相違、『です、ます』等の文章末尾の文体上の相違、数字上の相違が認められるが、実質的に同一であるといえることができるので、後者は前者の複製物と認められるから、「被告転職情報A、Bを被告ウェブサイトに掲載する行為は、原告転職情報について有する原告の著作権(複製権、翻案権、送信可能化権)を侵害する。また、上記の事実経緯に照らせば、少なくとも被告の過失により行われたと認められることができる。」
 - 「被告は、被告転職情報Aは平成15年1月20日までに、被告転職情報Bは同年2月5日までに、被告のウェブサイトへの掲載を終了し、被告転職情報A及びBの文章部分のデータを削除して、その後は保管していないこと、被告は、平成15年5月15日から、ジャンプの注文を受けて転職情報を掲載したが、同情報は、原告転職情報とは表現が異なるものであることが認められる。上記の事実経緯に照らすならば、被告が、被告転職情報A及びBを被告のウェブサイトに掲載するおそれはないと認められるから、「公衆送信することの差止めを求める部分については、理由がない。」
 - 「被告の著作権及び著作者人格権の侵害行為により、原告について、その社会的評価が毀損され、これが低下したと認められる証拠はないから、原告の請求のうち、謝罪広告を求める部分については理由がない。」

(c) 2003, Hisamichi Okamura

ファイルログ事件（東京地決平成14年4月9日・東京地決同月11日判時1780号25頁）

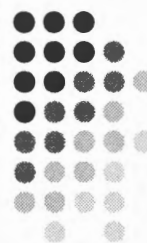


- レコード会社、日本音楽著作権協会の申立に基づき、P2Pファイル交換システム「ファイルログ」に関する差止仮処分を認容した仮処分決定。
- 「本件サービスは、送信者が、市販のレコードを複製したファイルが大多数を占めているMP3ファイルを、送信可能化状態にするためのサービスという性質を有すること、本件サービスにおいて、送信者が本件各MP3ファイルを含めたMP3ファイルの送信可能化を行うことは債務者の管理の下に行われること、債務者も自己の営業上の利益を図って、送信者に上記行為をさせていたことから、債務者は、本件各レコードの送信可能化を行っているものと評価でき、債権者らの有する送信可能化権を侵害している」。「①本件サービスには、平成13年12月の時点で、既に4万人以上が登録し、平均でも約300人以上が債務者サーバに接続して、希望する電子ファイルを自由に受信しており、しかも、その利用者は個人として特定されていないこと、②債務者は、交換情報を遮断するなどの措置を何ら採っていなかったこと、③今後も同情報が公開されるおそれがあること等の事実」に照らすならば、債権者らの許諾のないまま本件各レコードの送信可能化行為がされ、利用者が自由に本件各MP3ファイルを取得することが続けられた場合、債権者らに著しい損害が生じることは明らかである。そうすると、本件において、保全の必要性は存在する。」
- 「本決定において、MP3形式によって複製され、かつ、送受信可能な状態にされた電子ファイルの存在及び内容等を示す、利用者のためのファイル情報のうち、ファイル名及びフォルダ名のいずれかに別紙各レコード目録の「タイトル名」欄記載の文字（漢字、ひらがな、片仮名並びにアルファベットの大文字及び小文字等の表記方法を問わない。）及び「実演家名」欄記載の文字（漢字、ひらがな、片仮名並びにアルファベットの大文字及び小文字等の表記方法を問わない。姓又は名のあるものについては、いずれか一方のみの表記を含む。）の双方が表記されたファイル情報を、利用者へ送信することの差止めを認める」。

(c) 2003, Hisamichi Okamura



ご質問



(c) 2003, Hisamichi Okamura

